

第8回猪苗代湖水面利活用 基本計画推進協議会

令和5年11月30日
福島県河川計画課





○本日の議事

1. これまでの経過及び前回の会議内容について……………P2
2. 利用実態調査について……………P6
 - 1)陸上(目視)調査
 - 2) アンケート調査
3. 船舶航行制限区域について……………P13



○本日の議事

1. **これまでの経過及び前回の会議内容について……………P2**
2. 利用実態調査について……………P6
 - 1)陸上(目視)調査
 - 2) アンケート調査
3. 船舶航行制限区域について……………P13

1. これまでの経過及び前回の会議内容について



○これまでの経過及び前回の会議内容

年月日	項目	内容
R2.9.6	死傷事故発生	中田浜において、湖面にいた子どもを含む3人と水上バイクが接触し、3名の死傷事故となった。
R4.8.25	事故報告書公表	運輸安全委員会が、事故の原因や再発防止策をまとめた事故報告書を公表した。
R4.9.15	第5回推進協議会	事故報告書の内容確認及び今後の再発防止策について協議を行った。
R4.9～10	各地域部会	推進協議会の内容確認及び再発防止策について協議を行った。
R4.11～R5.1	地域部会員への意見徴収	再発防止策の方法等について意見を徴収し、取りまとめた。
R5.2.8	第6回推進協議会	法的規制以外の再発防止策について素案を提示した。
R5.2～3	各地域部会	素案の内容確認及び意見をまとめた。
R5.4.25	第7回推進協議会	地域部会からの意見等を参考に再発防止策を決定した。また、法的規制については、船舶の航行を規制する区域を河川法にて設定することを決定した。

1. これまでの経過及び前回の会議内容について



○ 法規制

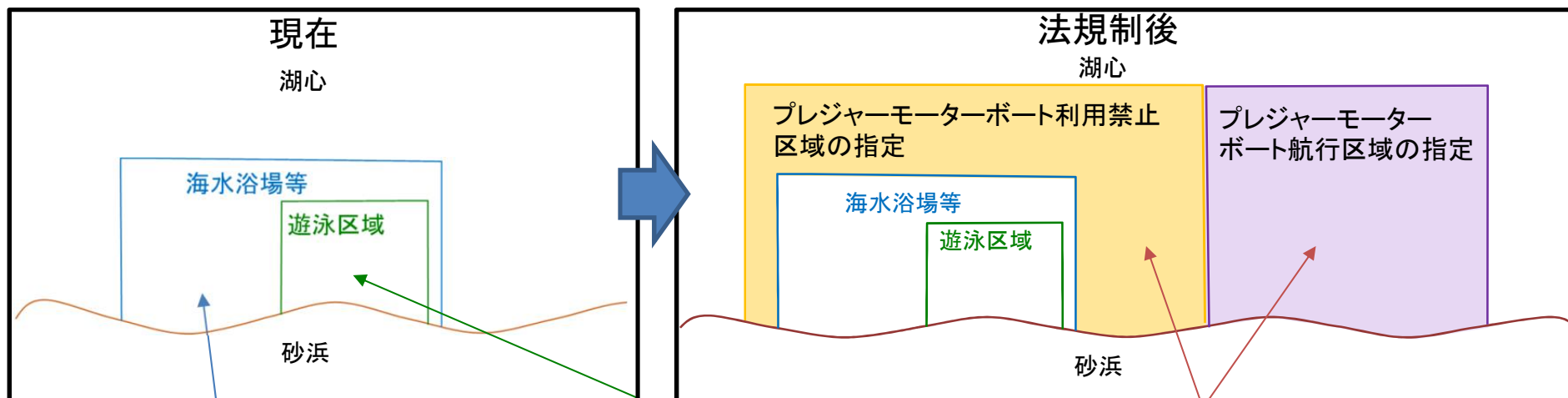
- ・ **河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項(船舶の利用調整) 【今回新規に設定する】**
 - 1) プレジャーモーターボート利用禁止区域: プレジャーモーターボートの利用を禁止。
 - 2) プレジャーモーターボート航行区域: プレジャーモーターボート以外の航行を禁止。航行する船舶は徐行運転。
- ・ **遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に係る条例(事故防止) 【既存の条例】**
 - 1) 遊泳区域内での船舶の航行を禁止。
 - 2) 人が遊泳している水域での他人に迷惑を及ぼす行為を禁止。

○ パトロール

- ・ 船舶に対しては、河川法第28条で指定した区域について、県警等でパトロールを行い、指導・取締りを行う。
- ・ 遊泳者に対しては、遊泳区域内での遊泳を促すことを県警等のパトロールで指導し、遊泳者の安全確保を図る。

○ 罰則

- ・ 河川法28条で指定した区域において違反した船舶の航行があった場合は、河川法第109条及び河川法施行令第60条により、30万円以下の罰金に処する。



海水浴場等: 事業者や市町村等が福島県公安委員会へ届出。
(遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例)

遊泳区域: 海水浴場等の区域内において、福島県公安委員会が指定。
(遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例)

河川法による指定

1. これまでの経過及び前回の会議内容について



○ 今年度の周知について

今年度の猪苗代湖の安全な利用に向けた周知に関しては、前回(第7回)の協議会で決定したルールを盛り込んだパンフレット等により、周知を行った。

○ 配付先: 各地域の事業者

市町の関係機関

NEXCO東日本管内のSA・PA

船舶免許の登録機関(JMRA)

猪苗代クリーンアクションでの配付

○ 配付部数: パンフレット 4, 200部

チラシ 7, 100部

○ その他: パンフレットには、QRコードを貼付しており、電子データを掲載している県HPを閲覧できるようにしている。

また、HP等で情報を載せている機関等にも、県HPで最新情報を確認するように依頼した。

さらに、関係市町の広報誌にも掲載し、周知を図った。





○本日の議事

1. これまでの経過及び前回の会議内容について……………P2
2. **利用実態調査について……………P6**
 - 1) **陸上(目視)調査**
 - 2) **アンケート調査**
3. 船舶航行制限区域について……………P13

2. 利用実態調査



○利用実態調査

船舶航行規制区域を設定するにあたり、現在の利用状況や危険箇所・危険行為の把握のため、下記の調査を令和5年5月から8月に実施した。

調査結果は各地域部会の区域設定の基礎資料とした。

1. 陸上(目視)調査

現地(湖岸)から実際の利用状況を目視で確認し、各浜で定めている利用区分における利用者数や違反状況等を把握した。

- 調査者:地域部会会員(県・市町・事業者等)
- 調査方法:湖岸より目視にて調査
- 調査対象:25浜
- 調査回数:延べ381回

2. アンケート調査

利用者の属性(居住地等)の把握や利用した際の危険に感じたこと等についてアンケート調査を行った。

- 調査対象者:①各浜の利用者 ②県HP
- 調査方法:①各浜の現地での記入アンケート ②県HPでのWebアンケート

3. その他

区域を設定するために必要な情報を把握するため、事業者等の関係者に意見を聴取した。

2. 利用実態調査



1. 陸上(目視)調査

3地域部会で実施した調査結果の主なものは以下のとおり。

- 郡山地域では、禁止区域への水上バイクの進入及び接近が確認された。
また、区域を明示するブイを利用したスラローム走行など危険な運転も見受けられた。
- 会津若松地域では、現在利用区分を定めていない箇所でも多くの利用が見られたため、追加で利用区分の設定が必要であることが分かった。(図-1)
- 動力船の利用者・違反者ともに一番多いのが会津若松地域であった。
- 猪苗代地域でも、禁止区域への水上バイク及びモーターボートの進入・接近、区域の横断が見受けられた。
- 各地域とも、利用者の増加に比例して、違反者の数も増加しており、利用者が一番多くなるお盆休み期間中の違反者が非常に多かった。

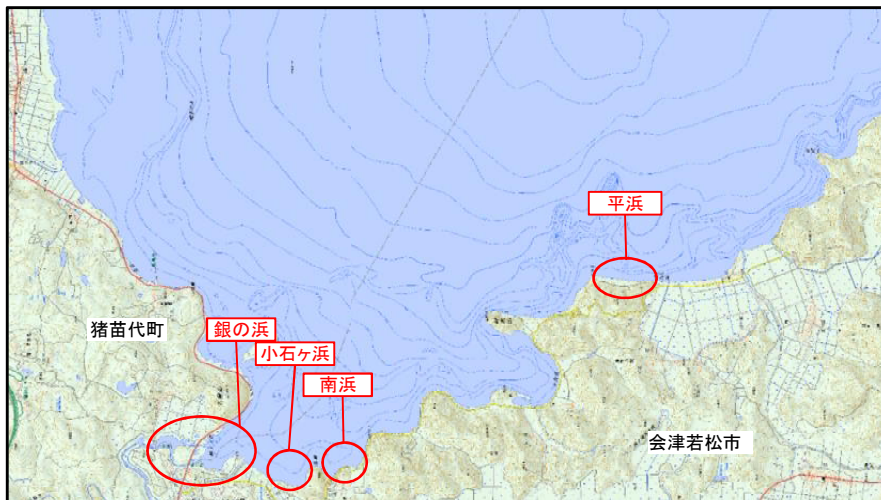


図-1 会津若松地域部会のエリア
今回新規把握箇所



図-2 お盆休み期間中で混雑している
崎川浜の様子

2. 利用実態調査

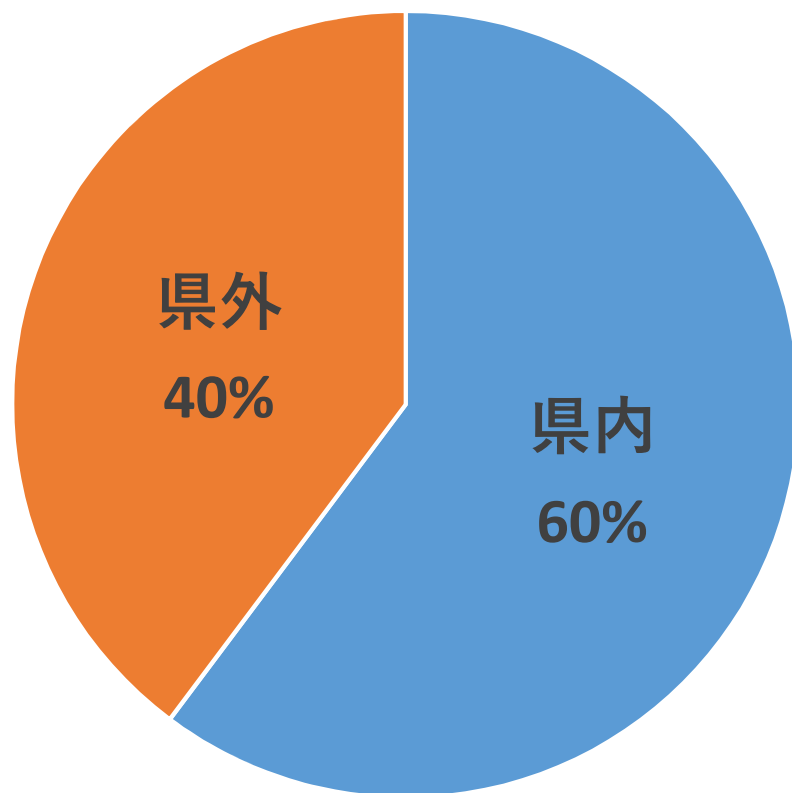


2. アンケート調査

利用者の属性(居住地等)の把握や利用した際の危険に感じたこと等についてアンケート調査を行った。

- 調査対象者:①各浜の利用者 ②県HPの閲覧者
- 調査方法:①各浜の現地での記入アンケート ②県HPでのWebアンケート
- 回答総数:171人 (①151人、②20人)

利用者の居住地について



○県外の利用者40%(68人)のうち80%以上の56人が関東からの利用者である。

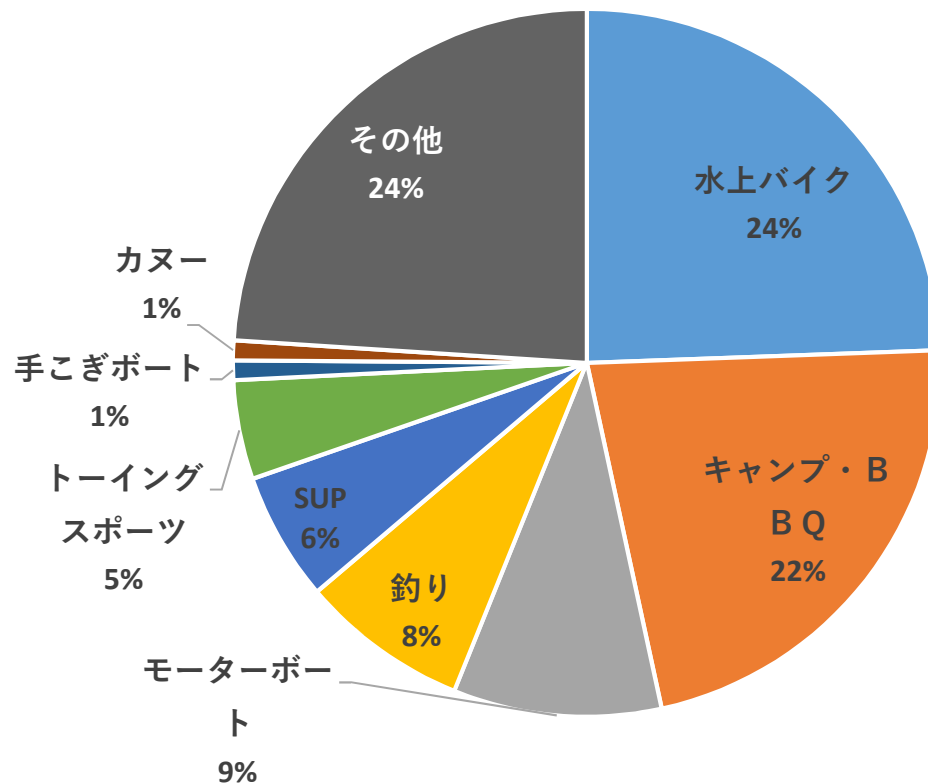
- 今後の周知に関しては、県外の利用者の大部分が関東からの利用者だと判明したため、今年度同様、高速道路のSA・PAにおける周知を続けるとともに、他の効率的な周知方法を検討する。

2. 利用実態調査



2. アンケート調査

利用目的



○アンケートに回答頂いた利用者では、水上バイクが、24%と最も多かった。

○その他の24%については、湖水浴の利用者がほぼ全てである。

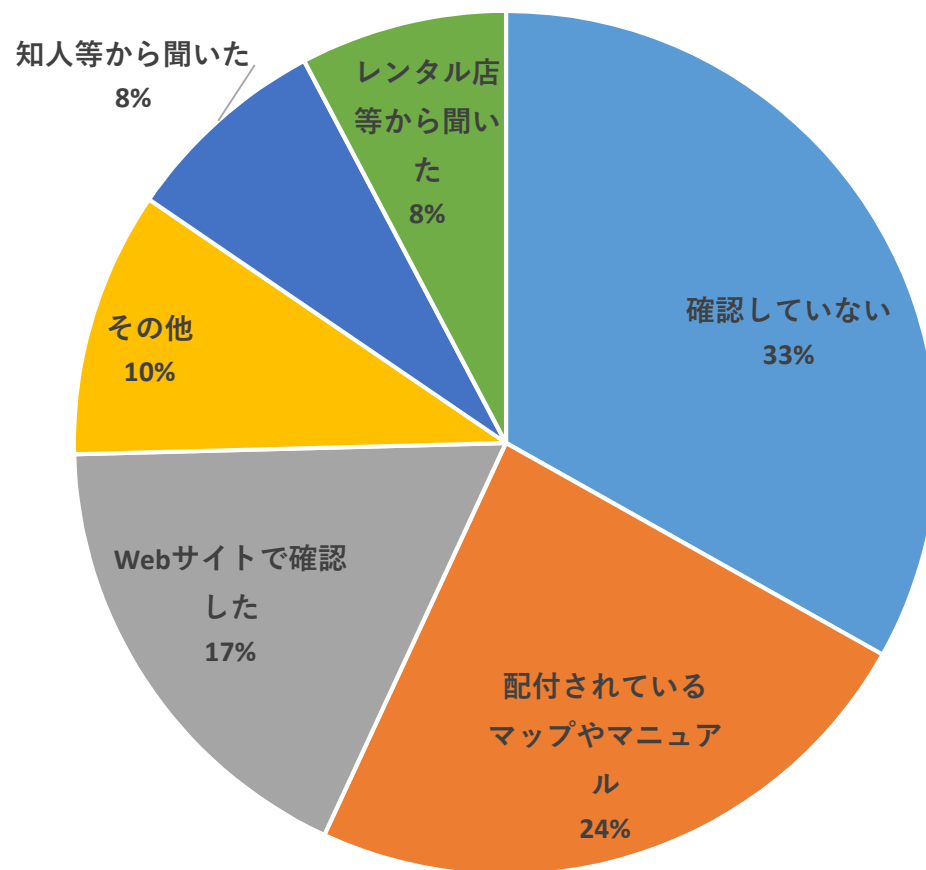
●多種多様な利用があり、それらの利用状況を踏まえた利用方法や周知の方法を検討する必要がある。

2. 利用実態調査



2. アンケート調査

湖水の利用方法・安全に関する情報の入手先



○33%の回答者がパンフレット等を確認していませんでしたが、残り67%については、方法は様々であるが、湖水の利用方法・安全に関する情報を入手して利用していることが分かった。

●特に、湖水浴やキャンプ等の利用者については、現地で確認出来るための看板等が重要だと考えるため、周知に効果的な内容・場所の看板の設置を検討するとともに、引き続きWebや配付での周知を継続していく。

2. 利用実態調査



2. アンケート調査

課題や危険に感じたこと(自由記述)

- 湖に水上バイクを下ろして、浜へ移動中、猛スピードで水上バイクが横切った。
- 300mルールが守られていない。
- 水上バイクが接近し、危険を感じる。
- マナーの悪い航行をしている人が多い(マナー違反が多い)。
- 危険航行をする水上バイク・周囲確認をしていない水上バイクが多い。
- 徐行運転をしていない。
- 無謀な操作が目立つ。
- モーターボートの利用者の音楽が大きい。
- ヒシの実が危険
- カラスが多い
- ゆっくりと過ごすことを目的にきているので、音(モーター音)の規制は必要なのでは
- 水上バイクが区域の内側に進入してくることがあったが、事故以来減ったと思う。
- ジェットスキー接近の際に波が立つのが怖い。

3. その他の意見(遊漁をされる方から寄せられた意見)

- 船舶を使用する遊漁については、湖岸から300m以内の範囲で行われることもある。
- 猪苗代湖で船舶を使用する遊漁は、猪苗代・秋元湖非出資漁業協同組合に船舶を登録し、遊漁券を購入し、行っている。
- 遊漁をする場合は、魚が逃げてしまうため、湖岸に近いところには徐行で近づく。
- 遊漁をする者は、水上バイク等の他の船舶とは違い、ルールを守り、これまで行ってきた。



○本日の議事

1. これまでの経過及び前回の会議内容について……………P2
2. 利用実態調査について……………P6
 - 1)陸上(目視)調査
 - 2) アンケート調査
3. **船舶航行制限区域について……………P13**

3.船舶航行制限区域について



利用実態調査を基に、各地域部会で船舶航行制限区域案を作成し、地域部会で協議を行った。
以下に、各地域部会で出た意見等を記述する。

1. プレジャーモーターボートの定義があいまいではないか
2. 今回の区域で船舶の航行を禁止されると、遊漁ができなくなってしまうため、配慮してほしい。
3. 船舶の騒音や船舶のけん引に使用する車の渋滞、路上駐車、ゴミの不法投棄などの地域住民の生活に大きな影響があるため、全面的に船舶航行を禁止することを要望する。
4. 漁船や遊漁者の船の利用区分について整理が必要。

各地域部会での議論等を踏まえ、関係者と丁寧に意見交換を行い、規制区域を整理した。

3.船舶航行制限区域について



船舶航行制限の内容と制限を下記にまとめる。

1. 河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項(船舶の利用調整)

- 1) 動力船航行禁止区域: 動力船の航行を禁止。
- 2) 動力船航行区域: 動力船以外の航行を禁止。航行する船舶は徐行運転。

プレジャーモーターボートから
動力船に名称を変更する。

※猪苗代町の動力船利用禁止区域では、救助時等に動力船が優先して発着・航行する区域を設定する。

2. 本規制から適用を除外する船舶

1) 特殊用務船(河川管理者の業務に使用する船舶)

(消防の業務に使用する船舶)

(警察の業務に使用する船舶)

(その他河川管理者が公益上の必要があるものとして申請に基づき指定した船舶)

【水草刈取船等】

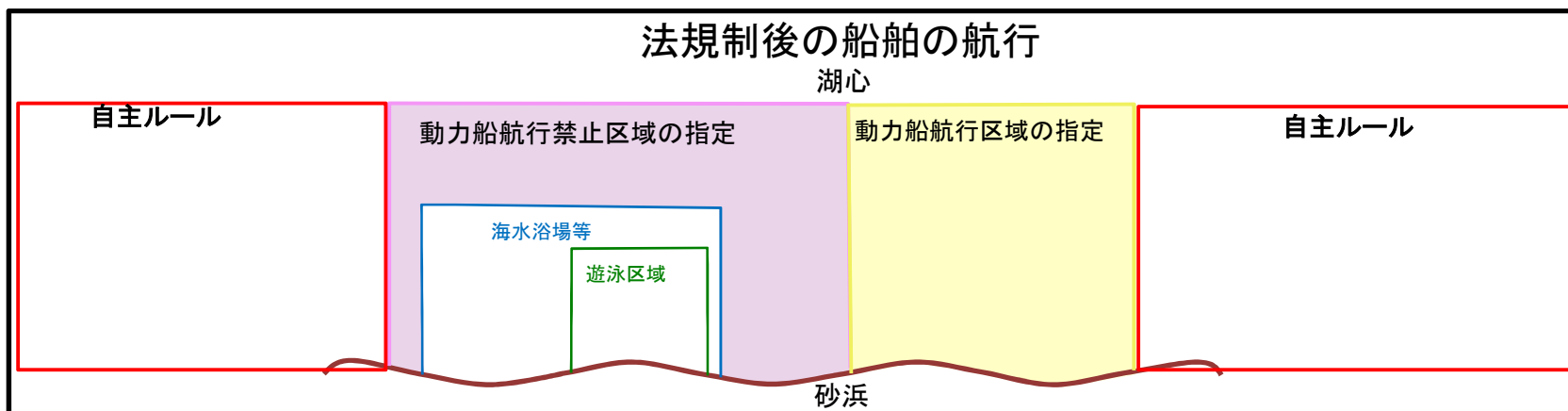
2) 人命救助、事故回避に関わる行為を行う時

3) 漁業に従事している船舶(漁船)【猪苗代・秋元非出資漁業協同組合】

4) 猪苗代・秋元非出資漁業協同組合の遊漁規則に則り、遊漁を行う船は、徐行等の安全運転を行った上で、一部地域※を除き、7・8月以外は航行可能。 ※一部地域とは猪苗代町松橋浜・天神浜、志田浜、上戸浜の4浜である。

3. 河川法で規制する区域以外のエリアについて

河川法で規制する区域以外のエリアについては、湖岸から300m以内の範囲において、特殊用務船・漁船・遊漁を行う船及び人命救助・事故回避に関わる行為を行う時を除き、環境保全のため、今後も航行を制限する。

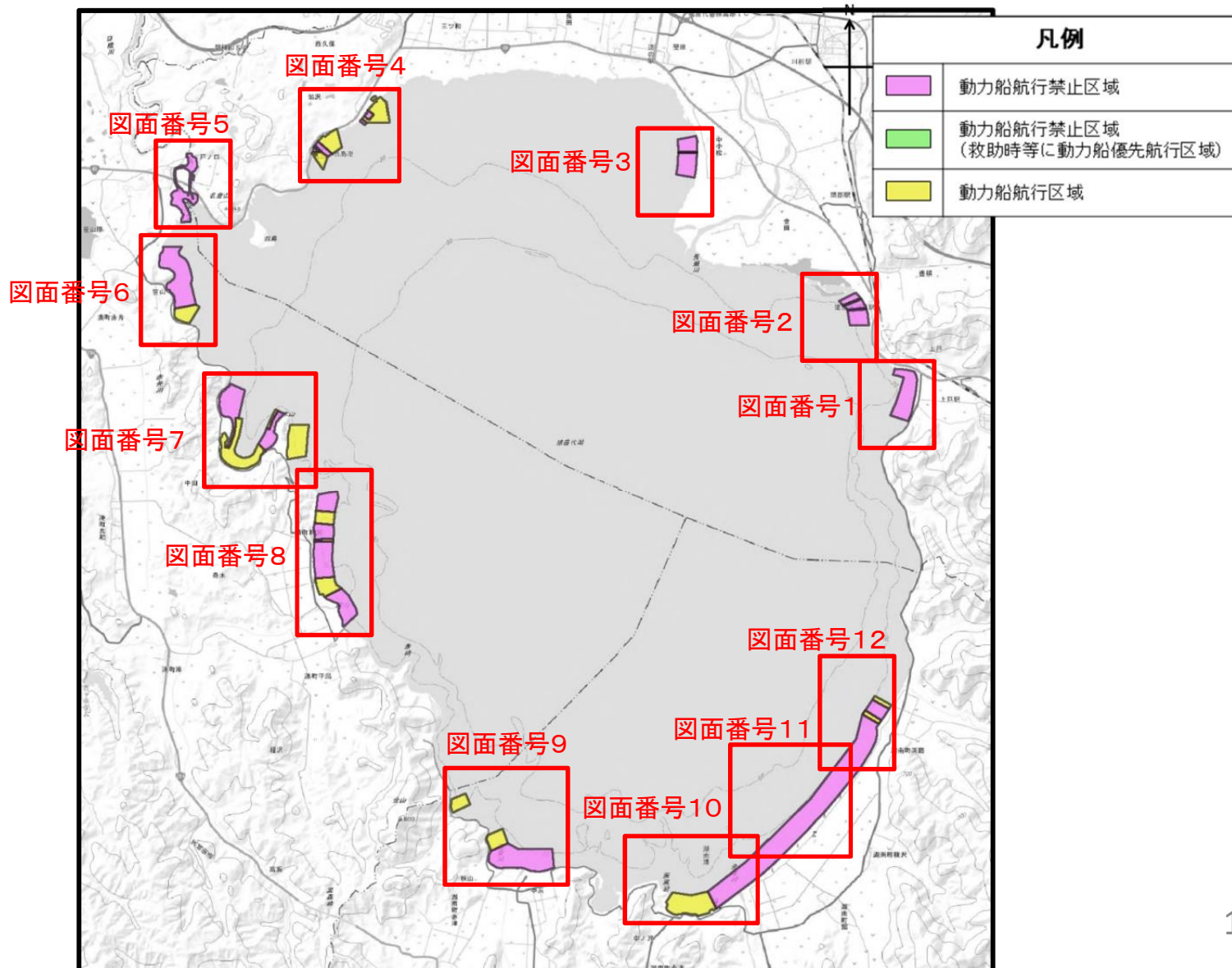


3.船舶航行制限区域について



船舶航行制限区域図は次の図面番号1～12のとおりとしたい。

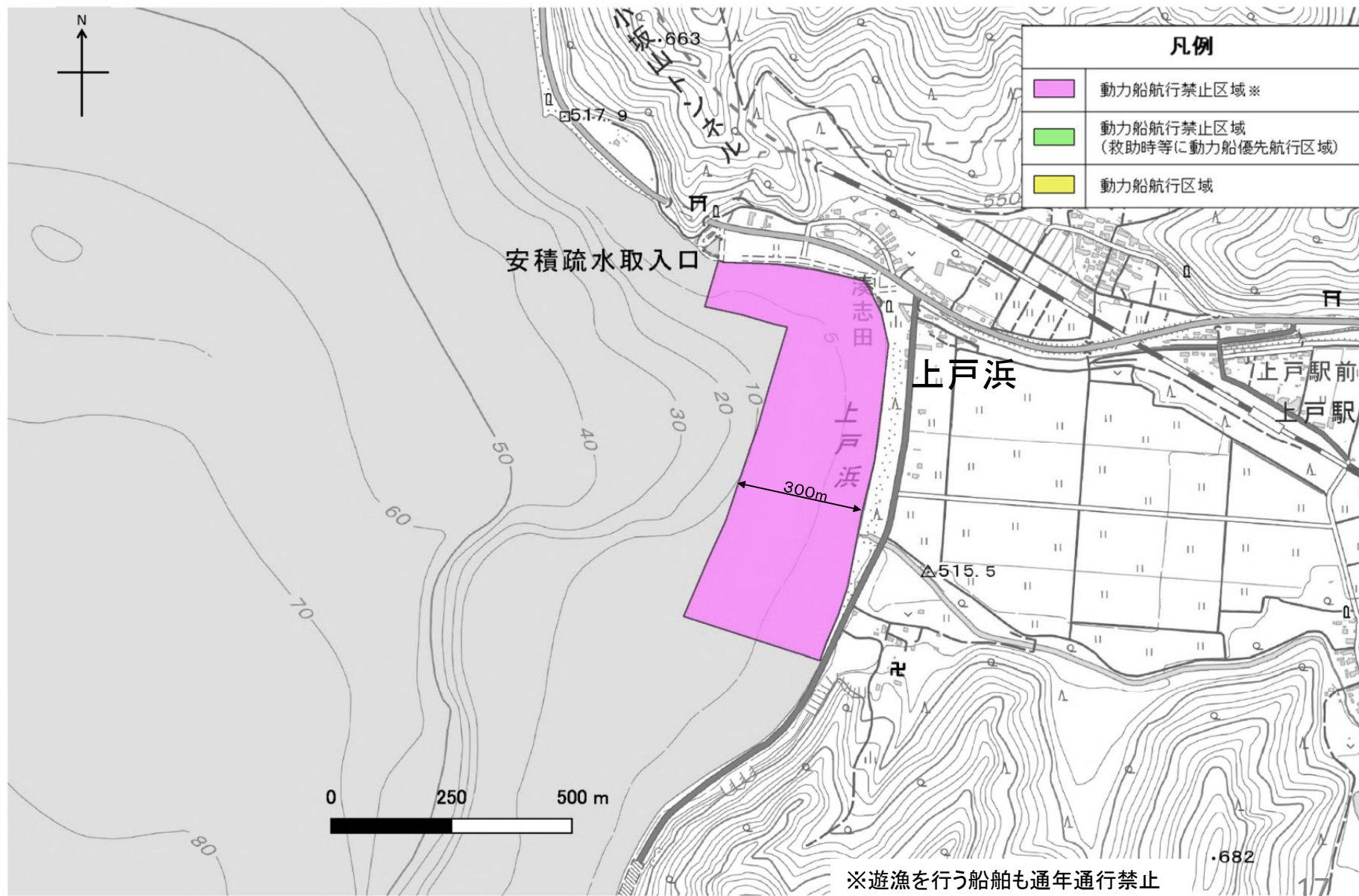
【猪苗代湖全域】



3.船舶航行制限区域について



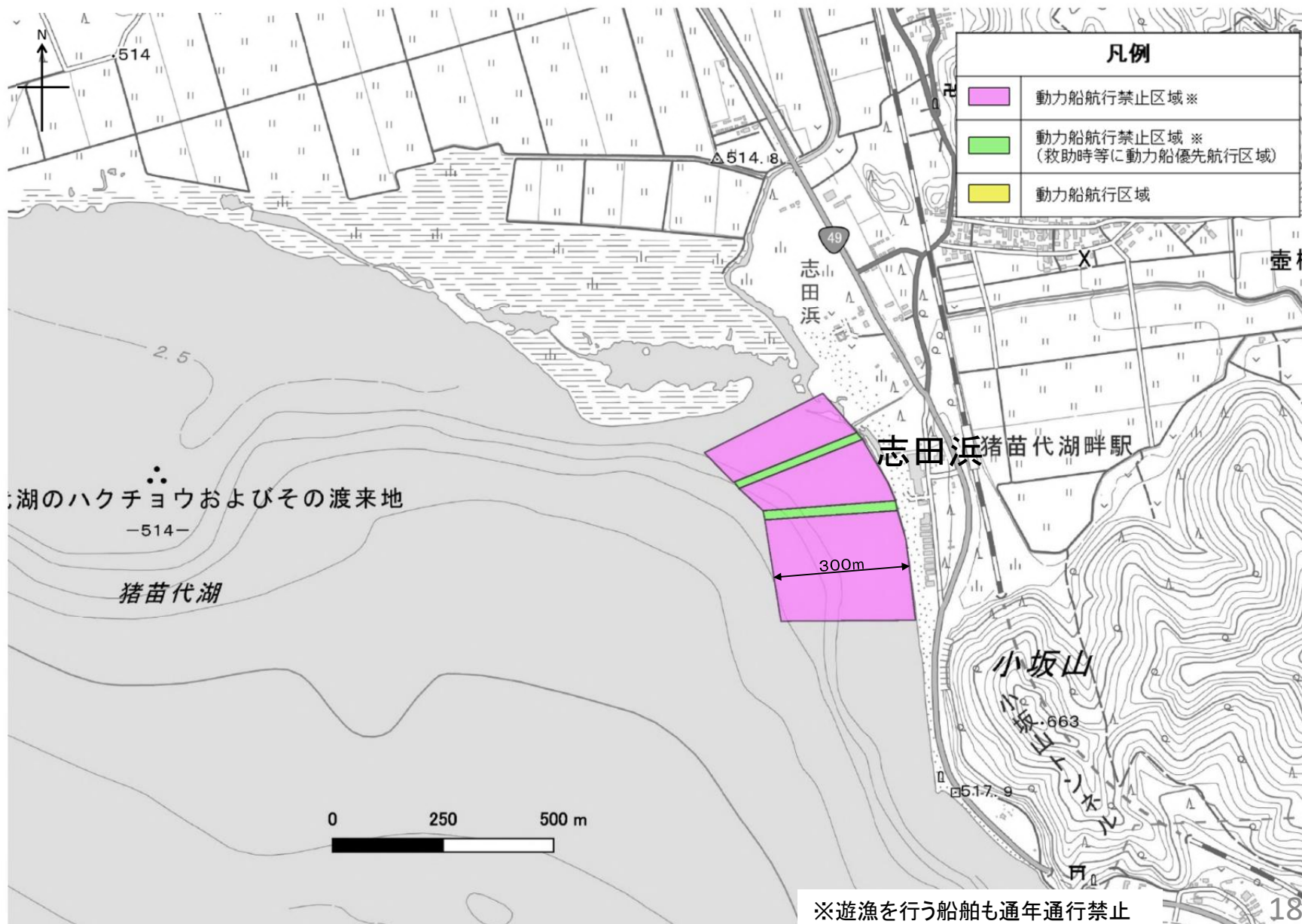
【図面番号1 上戸浜】



3.船舶航行制限区域について



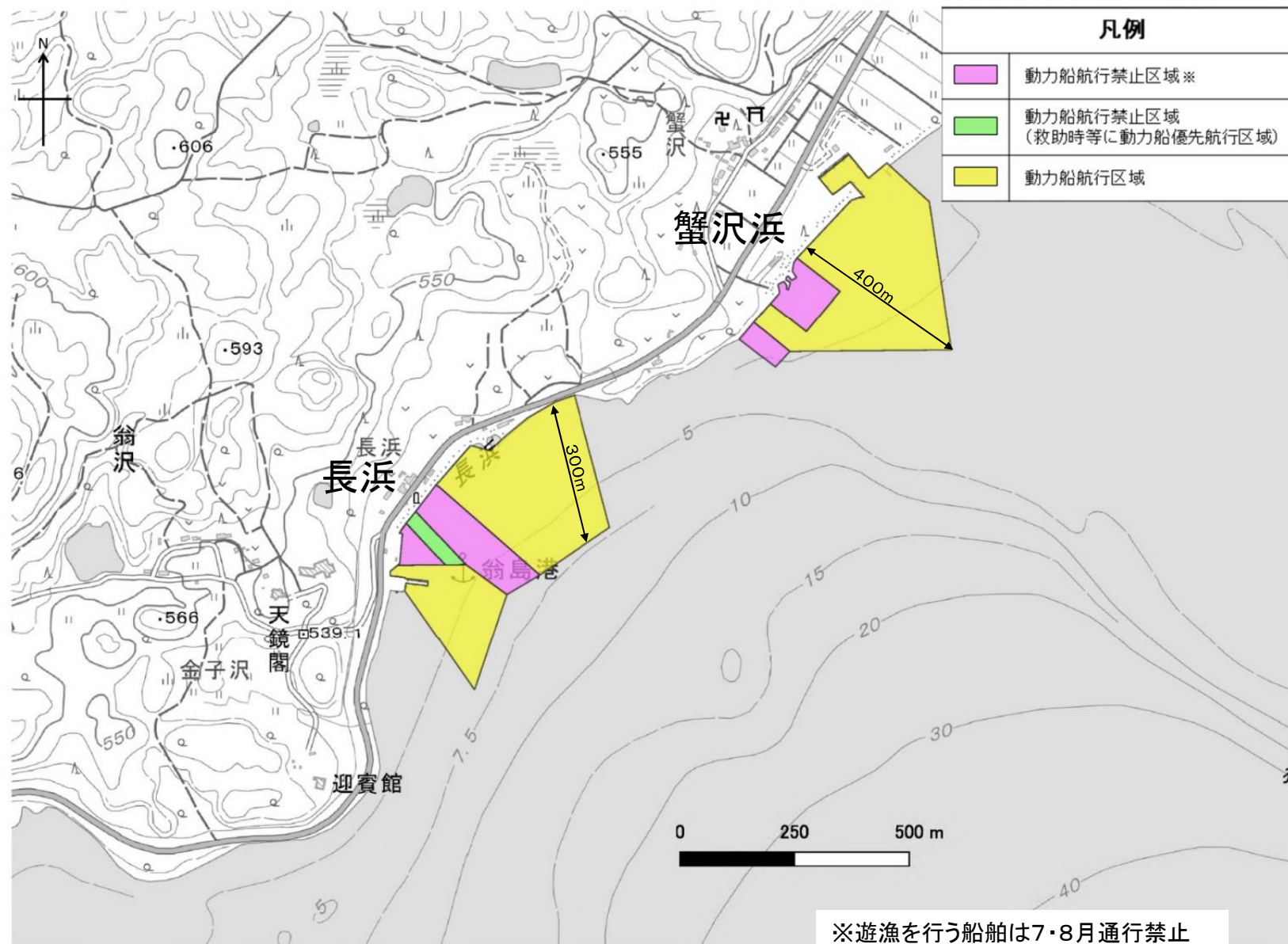
【図面番号2 志田浜】



3.船舶航行制限区域について



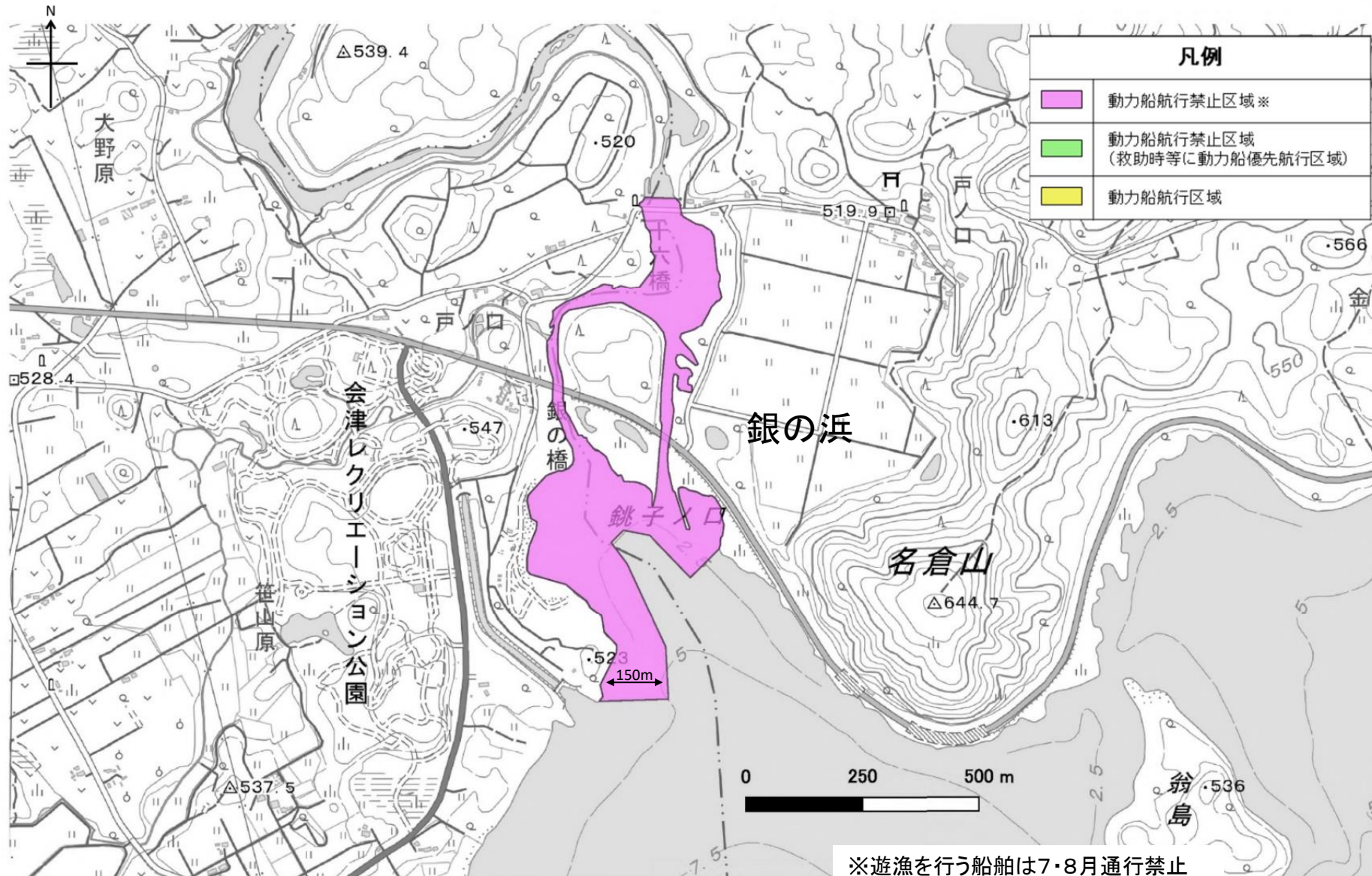
【図面番号4 蟹沢浜・長浜】



3.船舶航行制限区域について



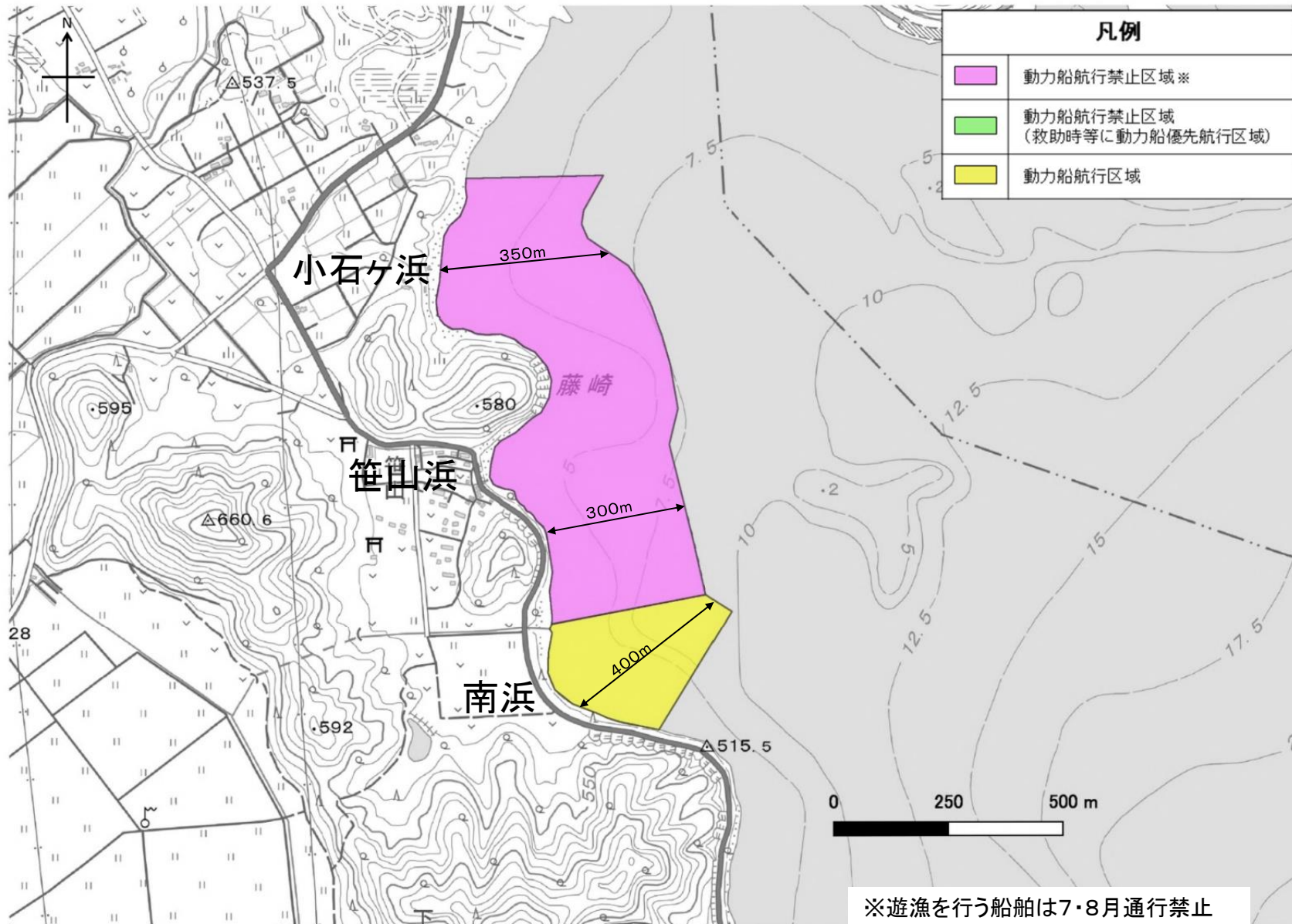
【図面番号5 銀の浜】



3.船舶航行制限区域について



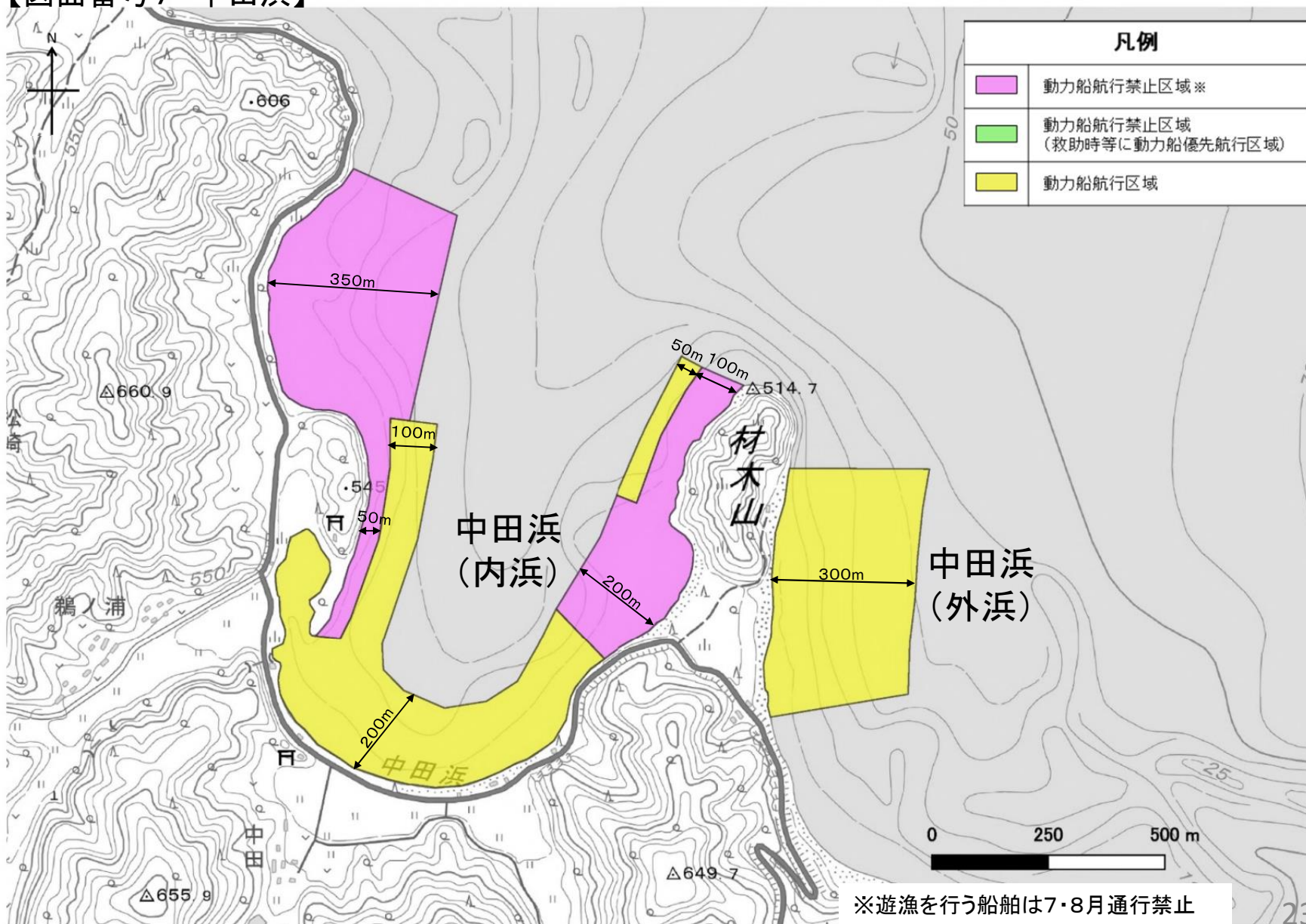
【図面番号6 小石ヶ浜～南浜】



3.船舶航行制限区域について



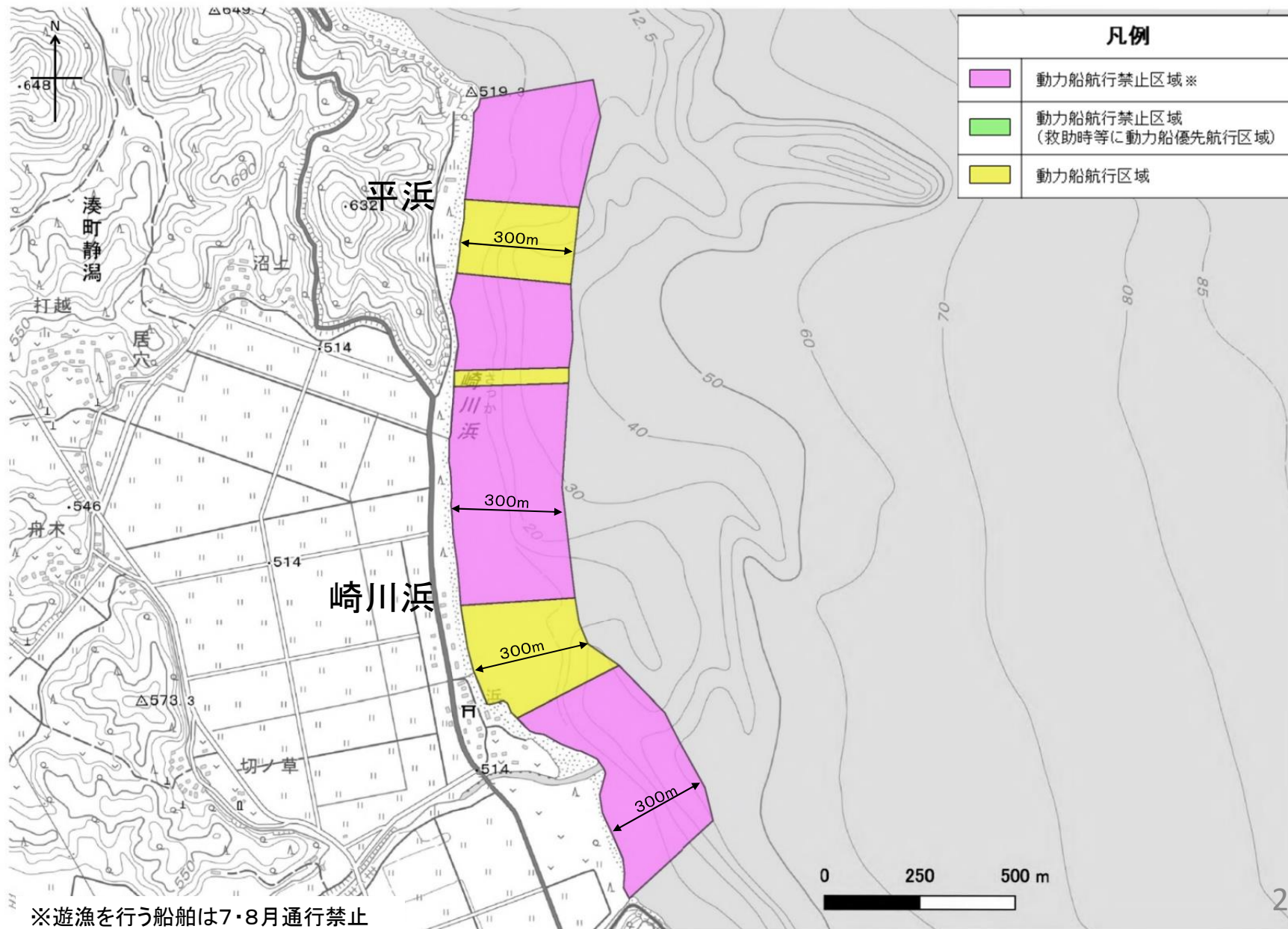
【図面番号7 中田浜】



3.船舶航行制限区域について



【図面番号8 平浜～崎川浜】

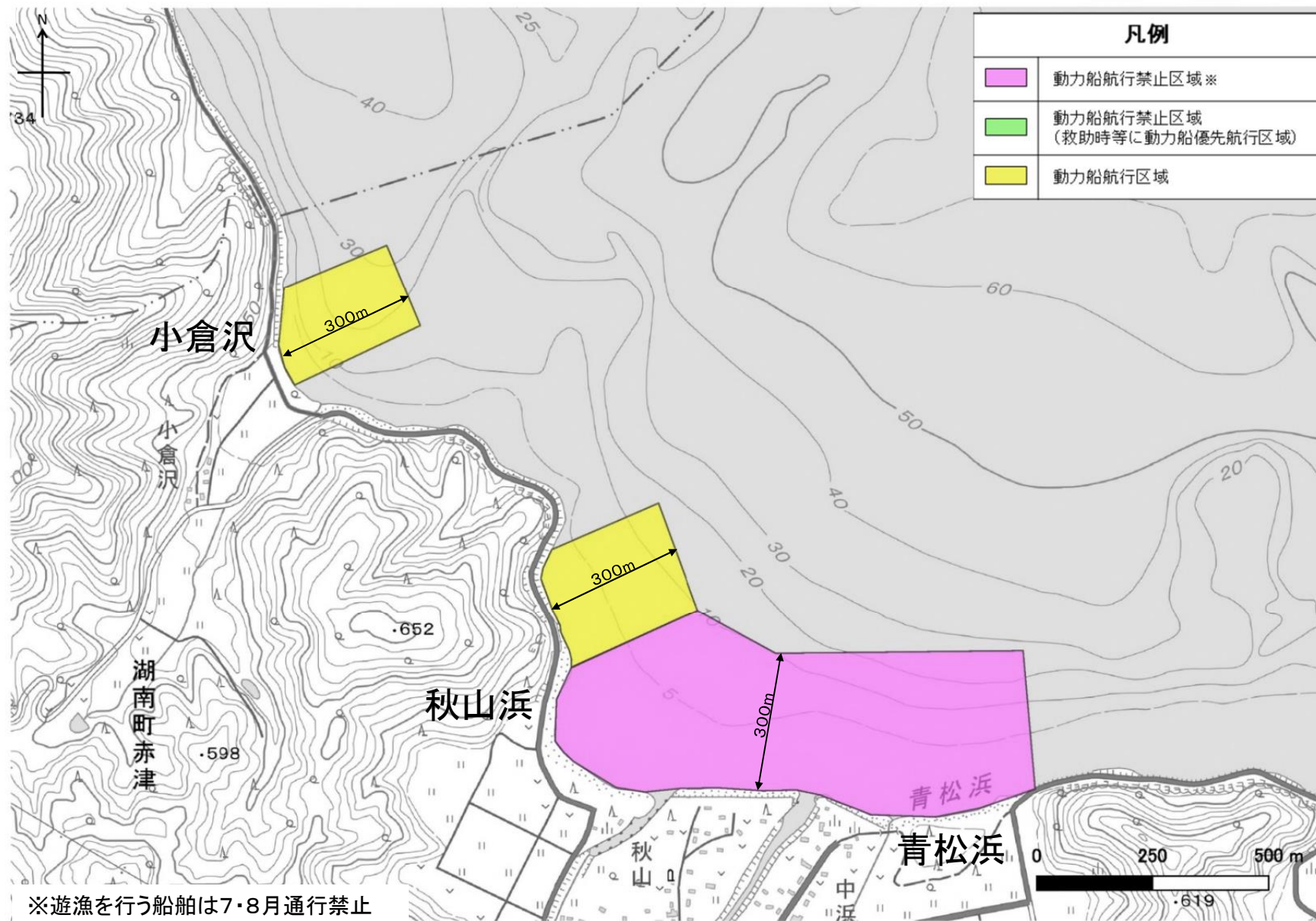


※遊漁を行う船舶は7・8月通行禁止

3.船舶航行制限区域について



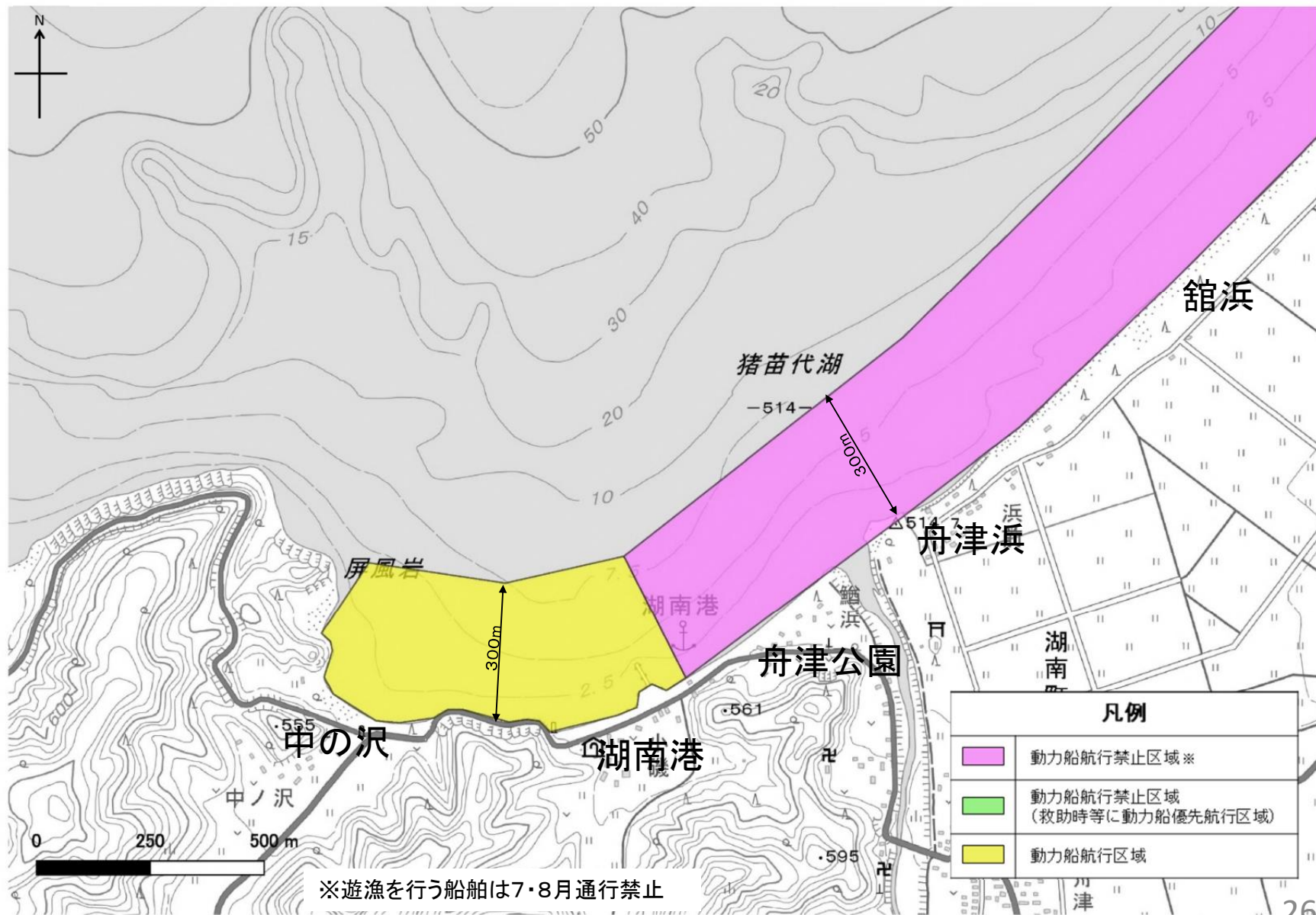
【図面番号9 小倉沢～青松浜】



3.船舶航行制限区域について



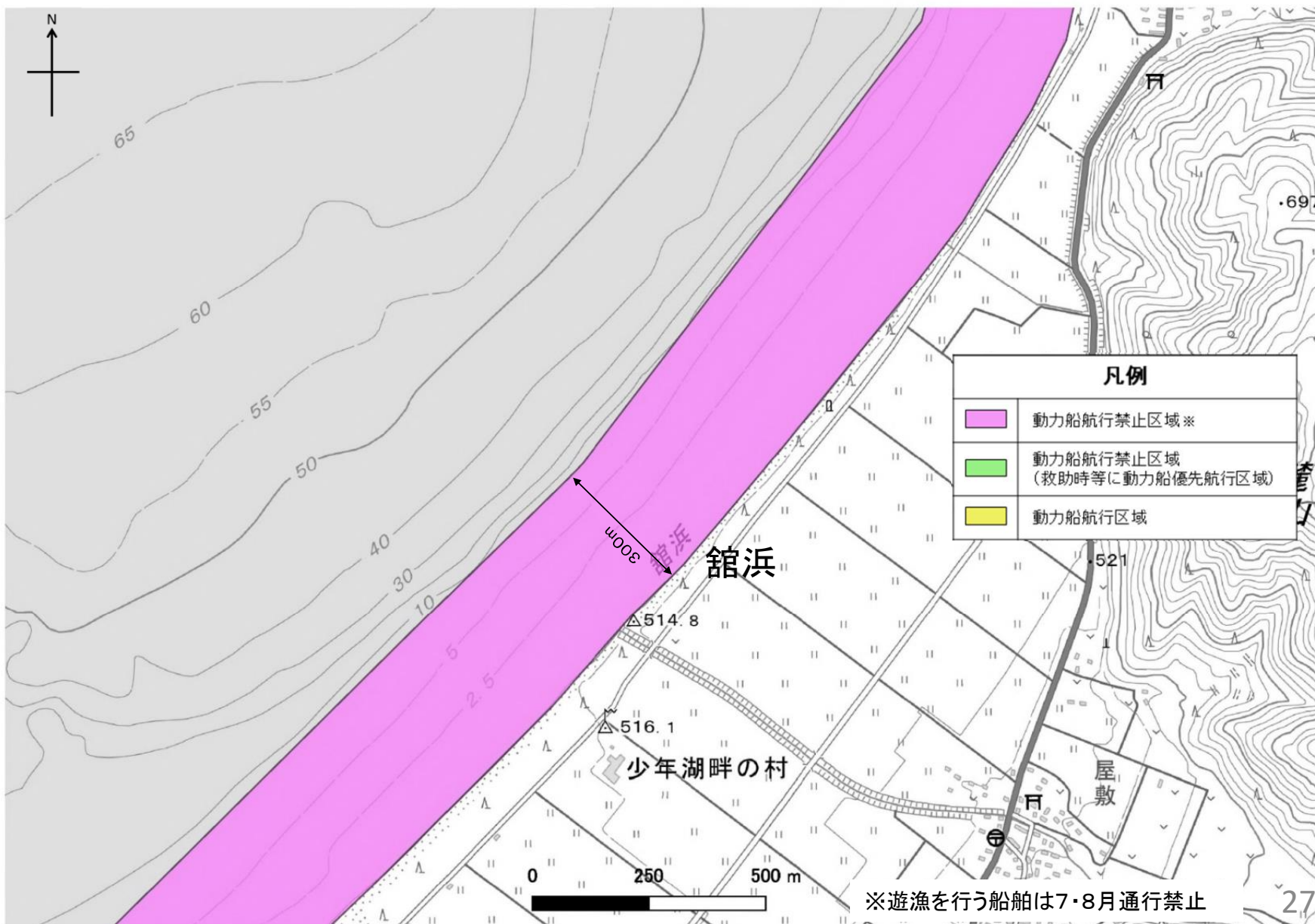
【図面番号10 中の沢～館浜】



3.船舶航行制限区域について



【図面番号11 館浜】



3.船舶航行制限区域について



【図面番号12 浜路浜】

